

令和6年度 事業計画

I 基本方針

私たちの生活に多大な影響を与えた新型コロナウイルス感染症も、昨年5月より対策が緩和され、急速に日常が戻りつつあるように感じられます。しかし、これまでの約3年にわたるコロナ禍により、人と人のつながりの希薄化、経済的困窮や深刻さを増した社会的孤立といった課題は残されたままで、このような傾向が加速化されてきたように思われます。

本会は、このような地域生活課題や深刻化する孤独・孤立の問題に対応し、地域の住民を主体とした福祉活動や地域のつながりを維持する取組み、長引く不況等により生活困窮状態に陥った方への支援など、これまで地域住民や行政、関係団体とともに取り組んできた活動を絶やすことなく続けてまいりました。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、石川県・富山県・新潟県を中心に大きな被害があり、市・区社協においても直ちに被災地へ職員を派遣し、災害ボランティアセンターの運営支援など生活再建とコミュニティの再生に向けた支援活動を展開しています。甚大な被害により長期にわたる支援活動が見込まれており、本会も引き続き支援活動を行うとともに、近い将来、起こることが想定されている大規模災害への備えも喫緊の課題として、行政関係機関とも連携し直ちに取組みを進めていく必要があります。

このようにさまざまな分野で本会への期待が高まる状況下において、今後も本会は、「つながり・支えあうことができる福祉コミュニティの実現」を目指し、地域のさまざまな活動をしっかり支えてまいります。また、地域包括ケアの実現に向け、地域住民、行政、民生委員児童委員や関係団体、ボランティアなどとの連携を密にし、地域福祉活動や地域づくりの支援を行い、地域福祉の充実に努めてまいります。

天王寺区社会福祉協議会が取り組む4つの柱

- 1 小地域活動の支援
 - ・見守り活動の推進
 - ・居場所づくりの推進
- 2 参画・協働による地域づくり・場づくり
 - ・ボランティア・市民活動、福祉教育の推進
 - ・こどもの居場所への支援
 - ・社会福祉施設との連携強化
- 3 生活課題・福祉課題への対応
 - ・複合的な課題を抱えた人を支える相談支援体制の強化
 - ・生活のしづらさを抱える人を支える取組みの推進
 - ・障がい者に係る支援の推進
- 4 防災・災害への備え
 - ・住民・行政・社会福祉施設との協働による支援体制の構築

II 事業の概要

1 法人運営部門

法人運営事業

社会福祉法に基づき、法人として求められる各種規程の整備や財務規律、ガバナンスの強化に取り組み、真に必要とされる法人運営に努める。

① 組織及び経営基盤の強化

ア 適正な法人運営、透明性の向上、コンプライアンスの遵守

イ 財源確保への努力

賛助会員の拡充による、組織の基盤強化と介護保険事業等による自主財源の確保。

ウ 包括的な支援体制の構築

各種事業の推進に向け、地区社会福祉協議会をはじめ、社会福祉施設連絡会、区役所、関係団体・機関などとの連携強化。地域活動協議会との協力。

エ 事務局基盤の強化

(ア) 法人による研修及び各種研修会等への参加促進と、人材育成の強化。

(イ) 災害や事故の対応、個人情報管理など危機管理体制の強化。

(ウ) 災害時に迅速に全役職員で対応するためBCP（事業継続計画）に基づいた訓練の実施。

② 広報・啓発・調査活動の推進

ア 広報活動

区社協だより「ゆうあい」をはじめ各種の活動や団体の活動を紹介する冊子等の発行。また、ホームページやフェイスブックなども活用し、区社協や地域の活動の「見える化」を一層図る。

・本会広報誌「ゆうあい」については、年3回発行し全戸配布する。

・本会の認知度を向上させ、誰もが容易に必要な情報を得ることができるよう、ホームページについては全面的にリニューアルする。

イ 啓発活動

区・各地域での催し等において、社会福祉協議会の活動・地域包括支援センターの事業紹介・認知症への理解や高齢者の権利擁護・介護予防やボランティア活動などの普及啓発活動の実施。

ウ 調査活動

住民にとって役立つ、身近な福祉関係情報や資料の収集・提供。

2 地域の福祉にかかわる活動

社会の変化に加え、約3年間のコロナ禍の影響もあり、地域社会の中で住民の孤立や生活困窮が広がり、単独の相談窓口や事業では対応が難しい課題が増えている。地域共生社会の実現に向けた政策動向を踏まえ、身近な地域での助け合い・支え合いの充実を目指す地域支援と、あらゆる相談を受け止め、多様な関係者ととも地域での暮らしを支えていく個別支援の両面の機能を最大限発揮し、事業展開を行っていく。

(1) 地域福祉活動支援事業

① 地域福祉活動の推進

住民が住み慣れたまちで安心して生活できるよう、住民のニーズに適切なサービスを結びつけていく支援活動及び地域住民の参加と協力による支えあい、助けあいによる推進体制を整備する活動の充実への取組み。

ア 地区社会福祉協議会の活動、地域活動協議会等への協力・支援

イ 地域アセスメントシートの整備と活用

地域の福祉課題の把握及び課題の検討

ウ 地区社会福祉協議会会長会の開催

エ 「地域福祉コーディネーター事業」の受託実施及び管理運営

オ 各地区社会福祉協議会総会及び地域活動協議会等への参画

カ 地域の福祉活動（高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、いきいき広場、子育てサロン等）が継続できるよう情報提供や活動支援を行う

キ サロンボランティア連絡会の開催

ボランティアのモチベーション維持向上のため、研修会や交流会・情報交換会を実施。

ク 認知症サポーター養成講座の実施

(ア) キャラバンメイトとの協働による、定例講座・出前講座の開催。

(イ) 就労している方が参加しやすいよう、夜間や土曜日にも講座を開催。

ケ 認知症サポーターフォローアップ講座の実施

認知症サポーター養成講座を受講された方を対象に、さらに認知症に対する知識を深め、認知症の方への支援について考える講座を開催する。また、その学びをボランティア活動等の地域参加へつなげられるよう働きかける。

コ 「天王寺区ロバの会」への活動支援

認知症の方やその家族を支援するためのボランティアグループに対し、活動の調整や学習・交流の場を提供する。

サ 地域福祉にかかる研修会の開催。

シ 「安心・安全ミニカード」の周知支援。

② 生活のしづらさを抱える人を支える取組みの推進

当事者グループの組織化及びグループへの支援

- ③ 経済的または社会的つながりの貧困になっている方への支援
 - ア 緊急的な食料支援
 - イ 継続した支援をするため、フードドライブの実施
- ④ 障がいの理解の推進
 - ア 障がいのある方との交流を通して、障がいへの理解を深めることを目的とする「ボッチャ」をはじめとするインクルーシブスポーツ活動への支援、また、障がいについて理解を深める学習会の開催。
 - イ 区地域自立支援協議会への参画及び区民向けの講演会や学習会等の共催
- ⑤ 福祉教育の推進
 - ア 区内小・中学校、高等学校、団体、地域における高齢者や障がい者との交流を通じて相互理解を深める福祉学習の支援、職業体験学習の支援。
 - イ 国際交流センターとの連携により防災を含めた幅広い福祉教育の推進。
 - ウ 認知症高齢者への理解を促す「子ども向け認知症サポーター養成講座」の開催。
- ⑥ 地域福祉啓発に向けた支援
 - ア 令和6年度社会福祉大会の開催
 - イ 地域福祉映画会・地域福祉講演会の開催
地域住民及びボランティアとのつながりづくりに向けた活動：交流会等の開催
- ⑦ 高齢者福祉関係事業
 - ア 高齢者福祉月間関連事業の実施
 - イ 区内百歳高齢者への長寿お祝い訪問など
- ⑧ 天王寺区子どもの居場所活動者支援
 - ア 天王寺区こどもの居場所連絡会の開催
 - イ こどもの居場所の周知啓発（リーフレット配付やシンポジウムなどの開催）
 - ウ 活動者がこどもの支援について理解を深めるための勉強会の開催
- ⑨ 社会福祉施設連絡会の開催
 - ア 福祉課題の共有、連携強化、地域貢献活動の推進
 - イ 勉強会・研修会・交流会等の開催
 - ウ 合同訓練や学習会へ参加を呼びかけ、災害時における連携体制の構築を図る
 - エ 各施設における資源情報（人的資源や物的資源）の集約及び共有
- ⑩ 災害時における要配慮者への理解・啓発活動
学習会、合同訓練の開催等
- ⑪ 防災検討会を基盤とした「災害ボランティアセンター」の設置運営について
訓練を区及び地域の協働により実施
- ⑫ 災害ボランティアセンター設置場所との連絡調整及び運営マニュアルの作成

(2) 共同募金地区募金会の運営

- ① 共同募金事業に対する周知・啓発活動等への協力
- ② 区配分金に関する大阪府共同募金会への配分申請と報告
- ③ 区社協の各種事業への募金配分と事務
- ④ 地域団体の各種事業への募金配分と事務支援

(3) 善意銀行の運営

預託金品（寄付）の受付と、児童・青少年の育成事業、福祉施設・福祉活動団体への事業や区内の必要とされる方々への払出（活用）を行う。また、善意銀行への預託（寄付）が地域福祉の増進に寄与することを、広報誌や各種イベント等を通じ広く区民に周知し、関心を持っていただけるよう広報周知に力を入れる。

(4) ボランティア・市民活動センターの運営

区内におけるボランティア活動の拠点として、ボランティアの育成やボランティア活動に関する相談・支援活動、情報の発信等を実施。

- ① ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催
- ② ボランティア需給調整
- ③ ボランティア通信（社協登録ボランティア向け）の発行（年6回程度）
- ③ ボランティアグループの支援
天王寺区民まつりへの参画。講座・講演会の開催、活動場所の提供、交流会の開催など
- ⑤ ボランティア講座の開催
区社協事業の新たな支え手の育成を目的とした講座の実施
（内容：ボランティア初心者向け座学＋ボランティア体験など）
- ⑥ ボランティア活動の定期開催
（内容：ゆうあい館内でできる簡単なボランティア活動を提供）
- ⑦ ボランティア保険各種 取扱業務
- ⑧ 天王寺動物園ドリームデイ・アット・ザ・ズーへの協力
ア ボランティアや障がい者施設等との調整
イ 動物園職員向け福祉研修・ボランティア説明会の開催
- ⑨ 福祉ボランティア活動応援資金申請受付及び交付
- ⑩ その他助成金の周知案内、申請の支援・協力

(5) 老人福祉センター事業

当センターを生きがいと健康づくり・仲間づくり・社会参加と地域活動の拠点と位置付け、地域の高齢者のニーズに即した事業を推進する。また、地域支援の一環として法人と協働し、健康増進に取り組む。

- ① 高齢者のニーズを踏まえ、生きがいづくりにつながる講演会、講習会、教養講座の開催
- ② 高齢者の体力づくり行事やレクリエーション活動の提供
- ③ 関係機関との連携による高齢者の生活に関する情報の収集及び広報活動の充実・強化
- ④ 老人クラブ活動の支援と協働での健康づくりの推進
- ⑤ 高齢者の地域福祉活動、仲間づくりとなるサークル活動、ボランティア活動の支援
- ⑥ シニア男性の居場所づくり、人材育成
- ⑦ 法人と連携した高齢者の相談体制の拡充
- ⑧ 高齢者の介護・認知症予防に向けた定期的な運動、講座の開催
- ⑨ 法人と協働したアウトリーチによる地域支援

※感染症拡大を防止する措置を行いながら、大阪市が目標として設定する、利用者満足度の数値・年間利用人数・年間登録人数以上を目指し、事業を実施する。

3 介護保険など住民の暮らしを支える活動

(1) 居宅介護支援事業

要支援及び要介護状態となった方と契約を結び、可能な限り在宅生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成とサービスの調整。

(2) 地域包括支援センター事業

基本4事業

① 高齢者・高齢者の家族に対する総合的な相談・支援等

ア 総合相談の実施

総合相談窓口として来所や電話相談の対応。さらに各地域の行事等、集いの場にも地域包括支援センターの周知活動のために出向き、総合相談へとつなげる。

イ 出前講座の開催

「高齢者食事サービス」や「いきいき広場」「老人クラブ」など、地域や関係団体において、介護や認知症予防を取り入れた自立支援のための“タオルで体操”や認知症など高齢者に関する講座の実施

ウ その他

関係団体が主催する「歯の健康展」や「みんなの健康展」などへの参加・出展

② 権利擁護に関する支援、虐待の防止のための相談対応、成年後見制度等活用についての相談

- ア 介護保険事業者を対象とした専門職向け研修【詐欺被害の対応や虐待等】の開催
- イ 地域の集う場等に出向き、消費者被害防止、虐待防止や早期発見、成年後見制度等の啓発活動

③ 包括的継続的ケアマネジメント支援

- ア 地域ケア個別会議等を通じた支援困難ケースへのケアマネジメント支援
- イ 要支援者に対する自立支援型ケアマネジメントのための会議開催
- ウ 「地域ケア個別会議の検証や課題のまとめ」や「自立支援型ケアマネジメント検討会議の検証や課題まとめ」のための事例検証会議の開催
- エ 地域包括ケアシステム構築をめざした地域・関係機関との連携強化・支援
 - ・地域別ケア会議の開催
 - ・区保健福祉センターと連携を目的とした会議等の開催
 - ・居宅介護支援事業者連絡会の開催・支援。訪問介護・訪問看護・通所事業者連絡会へ参加・支援。
 - ・介護保険事業者合同連絡会にて『防災検討会』等の開催
 - ・相談支援機関4事業者連絡会（生活自立支援相談窓口、障がい者基幹相談支援センター、在宅医療・介護連携相談支援室、包括）の開催

- ④ 要支援(介護認定の要支援1・2)の方や、事業対象者（基本チェックリストを実施し、介護予防・生活支援サービス事業の対象者と判断された方）の意向確認の実施。一部委託事業者の選定・支援。包括職員によるケアプランの作成。

その他

家族介護支援事業の実施

- ・家族介護者のつどい「和みの会」（年8回）の参加・支援
- ・総合相談窓口（ブランチ）、認知症強化型地域包括支援センターと共催し、家族介護者のためのミニ講座を開催。

(3) 認知症強化型地域包括支援センター事業

① 認知症初期集中支援推進事業(天王寺区ゆうあいオレンジチーム)

認知症と思われる方や、医療や介護などの支援につながない方、または中断している方を適切な支援機関につなぐ支援を行う

- ア 認知症が疑われる方や認知症の方を適切な支援機関につなぐための支援を行う
- イ 広報・普及活動の実施
 - ・区広報紙や区社協だより等への掲載による周知活動
 - ・区役所や区内の関係機関等でのイベント時に参加し啓発活動
 - ・各地域の「配食サービスやふれあい喫茶」等での周知活動
- ウ 若年性認知症の方への支援

- ・認知症の診断時に早期に支援に関われるよう、医療機関に周知活動を積極的に行う。さらに地域にも広く周知していく。
- ・認知症の本人や家族が集い交流する場として「本人交流会」の開催支援、参加につながるよう周知活動を行う
- エ 支援困難ケースの相談・支援
 - ・介護保険事業者からの相談対応、支援
 - ・介護保険事業者の認知症対応力向上のための研修の開催
- オ 認知症の方を支援するネットワークの構築・推進
 - ・「認知症カフェ」の開設・側面的支援・カフェ連絡会運営支援
 - ・「ロバの会」「キャラバンメイト連絡会」の運営支援
 - ・「和みの会」での認知症の方の家族に対する支援
 - ・「認知症サポーター養成講座」「出前講座」を活用して認知症の理解普及のための活動を支援する
 - ・天王寺図書館での“認知症の理解普及のための啓発講座等”の開催

④ オレンジサポーター地域活動促進事業

認知症と診断された方へ、支援が始まる前の空白期間に心理面・生活面の支援として、コーディネーターを配置。認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援と、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みとして『ちーむオレンジ』を地域ごとに整備。さらに認知症の人の支援に関する社会貢献活動を行う企業・団体等を『オレンジパートナー』として登録・周知し、地域における支援活動を促進していく。

- ア 本事業等の広報・周知
- イ ちーむオレンジサポーターのための「ステップアップ研修」の受講勧奨、運営支援
- ウ “ちーむオレンジ” 立ち上げ支援やマッチングなどの後方支援
- エ オレンジパートナー企業・団体登録勧奨等

(4) あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護に資することを目的として、これらの人々が自立した地域生活を送れるよう、本人との契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等のサービスの提供を行う。

また、本区は利用者が少ない状況が続いており、利用につながっていない方の掘起こしや、本事業の認知、理解を広く区民の皆様に周知するため、専門職や地域の方が集まる場において、チラシの配布や事業説明など、積極的に周知活動を行う。

(5) 生活福祉資金貸付事務事業

経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に、低所得者、障がい者又は高齢者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行う。

新型コロナウイルス感染症特例貸付の申請受付は2022年9月末をもって終了した。住民税非課税世帯に対しては、償還免除の手続きを行っている。また、償還が困難であるとの相談があった方などについては、1年間の償還猶予などの相談を受け付けていく。猶予期間中は、引き続き相談対応及び必要な支援に繋げるなどフォローアップ支援を行い困窮世帯の生活を支援していく。猶予期間終了後も、尚且つ償還困難な世帯に対しては、償還免除を求める意見書を、大阪府社協に対して提出していく。

(6) 天王寺区見守り相談室

【地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業】

誰もが安心して暮らせるように、地域での見守り活動や災害時の避難支援を視野に入れた要援護者名簿の地域団体との共有、孤立死の防止、認知症高齢者が行方不明になった場合の早期発見等、4つの取組みを進める。また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、各関係機関と連携し、地域における見守りネットワークのさらなる強化に向けて取り組む。

機能①「要援護者の把握と地域への名簿提供及び見守り活動への支援」

- ・郵送、訪問での同意確認及び現況確認による名簿更新を行う。
- ・見守り活動ワークショップ（マッピングなど）や研修会を開催し、見守り活動の活性化を図る。
- ・地域の見守り活動者との個別訪問や情報交換等連携強化に取り組む。
- ・区/保健福祉課・安全まちづくり室との連携強化に取り組む。

機能②「孤立世帯等へ訪問し適切な支援につなげる」

- ・各地域「ふれあい喫茶」等での周知活動・情報収集及び相談支援を行う。
- ・区内マンション管理人への事業及び相談窓口の周知を行う。
- ・新聞販売店への事業周知を継続的に行い、連携強化を図る。
- ・見守り協力者及び各関係機関との連携強化を図り、支援につながりやすいネットワークを構築する。

機能③「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」

- ・見守りメール協力者連絡会や認知症声かけ訓練を開催し、地域での支えあいを推進する。
- ・認知症高齢者の保護等により警察との連携を図り適切な支援につなげる。
- ・徘徊認知症高齢者位置情報探索事業により介護する家族の負担軽減を図る。

【独居高齢者等見守りサポーター事業】

75歳以上の独居または75歳以上の方のみの世帯を対象に、ボランティアによる見守り訪問を行い、地域からの孤立を防ぐとともに、医療・介護・虐待対応を要する方の早期発見・早期対応を図るとともに、適宜必要な支援につなげる。

- ・年に2回、75歳・80歳になられた方を対象に、郵送による同意確認を行う。
- ・地域の見守り活動者との個別訪問や情報交換等連携強化に取り組む。
- ・独居高齢者等見守りボランティアリーダー連絡会、各地域ボランティア連絡会及び研修会を開催し、情報交換や課題解決に向けて取り組む。

(7) 生活困窮者自立相談支援事業(相談支援) <(社福)大阪自彊館と共同体>

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として包括的な支援体系のもと、「制度の狭間」に陥らないよう、生活困窮者の課題を広く受け止め、本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援していく。

- ① 複合的な課題を持った生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な課題に対応していく。
- ② 関係機関の協力を得ながら、SOSを発することが難しい生活困窮者を早期に把握し、個々の状況に応じた適切な支援を提供し、課題がより深刻になる前に解決を図る。相談内容に応じて、本人の意思を十分に確認したうえで支援プランを作成し、段階に合わせた切れ目のない継続的な支援体制を提供していく。
- ③ 生活困窮者が社会との繋がりを実感できるよう、支援者である各関係機関とともに、「相互に支えあう」地域の支援体制を広く認識してもらえる場を作ることや、地域と生活困窮者との繋がり作りを進めていく。

(8) 生活支援体制整備事業

今後さらに増加する高齢者の生活支援ニーズに応えるため、住民主体の取り組みを始め、ボランティアやNPO・民間企業など、多様な事業主体による生活支援・介護予防のための取り組み、および提供体制の構築を支援する。

① ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築

ア 高齢者の生活ニーズや地域資源の把握

各地域のサロンや会議等への参画、また、地域包括支援センター等と実施している地区踏査を通して、高齢者の生活ニーズや地域資源を把握する。

イ 協議体会議の開催

行政・地域包括支援センター・老人福祉センター等の関係機関とともに協議体会議を開催し、地域の情報・課題の共有、今後の方針について検討する。

ウ 地域住民、地域の専門職・社会福祉施設・団体と、天王寺区内の居場所や活動に

ついて話し合い、今後の新たな活動の創出につなげていくための取組みを引き続き進めていく。

② 地域資源・サービスの開発等

ア 地域資源・サービスの立ち上げ支援

地域の高齢者を支える資源・サービスが不足していることを把握した場合、新たな生活支援・介護予防のための取組みを行う。

- ・地域主体のちょっとした困りごとを支え合う仕組みづくり
- ・新たな場所での百歳体操の実施支援
- ・地域の男性の集いの場づくり
- ・地域の社会福祉施設やお寺等を活用した集いの場づくり
- ・市営住宅等集合住宅での集いの場づくり 等

イ 地域資源・サービスの継続支援

既存の地域資源の活性化や拡充のための支援を行う。

- ・昭和男の体操サークル
- ・オンラインを活用した居場所づくり
- ・各地域で立ち上がった集いの場等への継続支援 等

ウ 新たな担い手発掘のための活動者養成講座の開催

- ・ボランティア等高齢者が活躍できる場の創設や講座等の開催を検討する

エ 活動の場の発掘・開発

各地域の会議・包括・ランチ連絡会に参画し、活動の場の把握・情報交換を行う。

③ サービスの実施情報の周知等

把握しているサービス・地域資源に関する情報を冊子やチラシ等に掲載し、地域の高齢者への周知を行う。

- ・生活支援体制整備事業通信「つながりお届け便」の発行

(9) 社会福祉法人大阪府共同募金会 天王寺地区募金会事業の受託

- ① 地区募金会の運営……理事会の開催など
- ② 共同募金業務……募金目標額の設定、募金の収納・送金業務など
- ③ 広報・啓発業務……広報・啓発活動、情報開示など
- ④ 会計業務……事務経費の執行、予算決算処理など

(10) 日本赤十字社大阪府支部 天王寺地区事業の受託

- ① 社資の受付と送金に関する事務

- ② 地区分区交付金に関する事務
- ③ 収支伝票の作成と管理簿への記載及び会計処理

(11) その他事業

- ① 福祉活動推進事業・青少年育成団体等への支援の実施
高齢者などの福祉活動事業・青少年の育成などを支援するため、青少年団体等区内各種団体や高齢者等福祉活動推進事業への助成を行う。
- ② 在宅福祉サービス事業の実施
 - ア 車椅子貸出事業
 - イ ゆうあい杖の交付